

都市基盤整備公団	独立行政法人都市再生機構	平成16年7月1日
緑資源公団	独立行政法人緑資源機構	公布の日
労働福祉事業団	独立行政法人労働者健康福祉機構	平成16年4月1日
雇用・能力開発機構	独立行政法人雇用・能力開発機構	平成16年3月1日
水資源開発公団	独立行政法人水資源機構	公布の日
日本鉄道建設公団	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	〃
環境事業団	独立行政法人環境再生保全機構	平成16年4月1日
中小企業総合事業団	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成14年法律第146号）附則第1条の政令で定める日

2 風致地区内において許可を要しないこととされている行為を定める規定のうち、次の表の左欄に掲げるものは同表の中欄に掲げるものに改め、その施行の日は、それぞれ同表の右欄のとおりとすることとした。（第3条関係）

水資源開発公団法 （昭和36年法律第 218号）第18条第1 項	独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項	公布の日
日本鉄道建設公団	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	〃

◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県部設置条例の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県道路占用規則の一部を改正する規則

占用料を免除する対象団体及び物件に係る規定を次のとおり改めることとした。

- 1 国の事業であった印刷事業、造幣事業及びアルコール専売事業がそれぞれ独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に移管されたことから、これらの事業に係る占用物件を占用料の免除の対象物件から除外することとした。（別表第2項第1号関係）
- 2 日本鉄道建設公団が解散し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置されるため、関係規定を整理することとした。（別表第2項第2号関係）
- 3 電気事業法の一部改正により、関係規定を整理することとした。（別表第2項第8号関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成15年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第50号

熊本県部設置条例の一部を改正する条例

熊本県部設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

熊本県内部組織設置条例

第1条中「基き、部」を「基づき、知事の直近下位の内部組織（以下「内部組織」という。）」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「及び第2項」を削り、「基き」を「基づき」に、「部」を「内部組織」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中ウ